0～2歳児クラス用
（2021 年4月2日以降に生まれた児童）

認証保育所などの保育料補助制度のご案内

2024 年度
2024 年 5 月発行

2024 年度中野区認証保育所等保護者補助金

【担当】中野区　子ども教育部　保育園･幼稚園課
幼稚園･認可外保育係
直通電話　03-3228-5681（平日 8 時 30 分～17 時）

補助対象施設

施設所在地	施設類型	施設名称	証明書	補助対象期間	
				～9 月	10 月～
中野区	認証保育所	幼保園ベビーサロン新中野	有	○	○
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園	有	○	○
		ぽけっとランド中野坂上	有	○	○
		こもれび保育園中野新橋園	有	○	○
		ピノッキオ保育園	有	○	○
		エンゼル保育室	有	○	○
		龍の子保育室	有	○	○
	認可外保育施設	マ・メール	有	○	○
		バイリンガルアート保育ルーム FairyTale	無	○	×
		保育所どれみ	無	○	×
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー	有	○	○
		アオバジャパン・バイリンガルプリスクール中野キャンパス	有	○	○
		新中野キリスト教会附属子どもセンター	有	○	○
		新渡戸文化幼稚園（子ども園）	有	○	○
		のびのびハウス中野　※9 月までは地域枠のみ対象	有	○	○
	企業主導型保育所	**2024 年 10 月から**区内企業主導型保育所はすべて補助対象施設となります。	有	×	○
中野区外	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。	有	○	○
	認可外保育施設（企業主導型保育所を含む）	施設によって補助金の対象有無が異なります。 施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係（03-3228-5681）へお問い合わせください。			

※2024 年 10 月からは認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設のみ（企業主導型保育所を含む）が補助対象となります。

※上記情報は 2024 年 5 月 1 日時点の情報であり、変更される場合があります。今後証明書が発行された場合は、補助対象になります。

補助対象条件

認可保育所等や幼稚園に在籍している月及びベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を利用している月は、認証保育所等保護者補助金は対象外となります。

認証保育所に在籍する方

【住民税課税世帯の方】

（１）児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
（２）月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
（３）補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
（４）保護者に保育の必要性の事由があること（P. 3 参照）

【住民税非課税世帯の方】

上記（１）～（４）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新３号認定）を有効に取得していること
※施設等利用給付認定（新３号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

まだ新３号認定を取得していない方は必要書類をご確認のうえ申請してください ▶

認証保育所以外の認可外保育施設に在籍する方

【住民税課税世帯の方】

（１）児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
（２）月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
（３）補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
（４）保護者に保育の必要性の事由があること（P. 3 参照）
（５）中野区の保育認定を受け、**保育料の補助を希望する月に係る認可保育所等の利用申込みを行い利用保留となり、入所承諾の辞退又は退所をしていない**こと

※入所承諾の辞退や利用の解除をした場合、辞退対象月が属する年度末までは補助金が不交付となります。
※３月の入所を希望する申込みは行えないため、２月と４月の申込みが有効な場合に３月も申込みを行っているものとみなします。

【住民税非課税世帯の方】

上記（１）～（５）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新３号認定）を有効に取得していること
※企業主導型保育所に在籍している方は、教育・保育給付支給認定（３号認定）を有効に取得していること

まだ新３号認定を取得していない方は必要書類をご確認のうえ申請してください ▶

保育の必要性の事由及び補助対象期間

<table>
<tr><th colspan="2">保育の必要性の事由（保護者の状況）</th><th>補助対象期間</th></tr>
<tr><td>就労</td><td>就労（月４８時間以上）をしている場合</td><td>就労している月</td></tr>
<tr><td>妊娠・出産</td><td>出産の前後の場合</td><td>出産予定月及びその前後２ヶ月（多胎妊娠の場合は１４週間前から）</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td>求職活動を行っている場合</td><td>３か月（施設利用開始日から起算）</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>学校教育法に定める学校や職業訓練校等で
月４８時間以上受講をしている場合</td><td rowspan="3">必要な期間</td></tr>
<tr><td>疾病・障がい等</td><td>疾病や障がいがあり保育に支障がある場合</td></tr>
<tr><td>介護・看護</td><td>親族の方を日中介護・看護している場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">育児休業

☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。</td><td>①育児休業の対象となる児童が、補助対象施設に在籍している場合</td><td>復職月に４８時間以上就労している場合、復職月の直前１か月分</td></tr>
<tr><td>②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※</td><td>保護者が育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満３歳に達する年度の３月末日まで</td></tr>
<tr><td>③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合</td><td>上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当</td></tr>
</table>

※下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。下のお子さんの出産休暇に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

補助金額の計算方法（住民税課税世帯の場合）

※住民税非課税世帯の方は P. 6 へ

1．補助限度額を計算する…A

「補助対象施設と契約した食材料費などを含めた月ぎめの基本保育料（スポット延長の保育料などは除く）」と「62,000 円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とする。

2．認可保育所等に入所した場合の保育料を調べる…B

世帯全員の区民税所得割額から、認可保育料を調べる。

1．保育標準時間認定の保育料

世帯全員の区民税額		階層	保育料（月額） 3歳未満児 第1子	保育料（月額） 3歳未満児 第2子	保育料（月額） 3歳児以上
生活保護受給世帯		A	0	無料	
区民税非課税世帯		B	0		
区民税均等割のみ		C1	1,900		
世帯全員の区民税所得割額	24,300 円未満	C2	2,400		
	24,300 円以上 48,600 円未満	C3	3,100		
	48,600 円以上 51,000 円未満	C4	6,700		
	51,000 円以上 53,000 円未満	C5	8,300		
	53,000 円以上 55,000 円未満	C6	9,400		
	55,000 円以上 77,101 円未満	C7	15,400		
	77,101 円以上 79,000 円未満	C8	19,100		
	79,000 円以上 97,000 円未満	C9	21,500		
	97,000 円以上 115,000 円未満	C10	23,600		
	115,000 円以上 133,000 円未満	C11	25,500		
	133,000 円以上 161,000 円未満	C12	27,500		
	161,000 円以上 190,000 円未満	C13	29,200		
	190,000 円以上 211,000 円未満	C14	31,000		
	211,000 円以上 231,000 円未満	C15	32,500		
	231,000 円以上 252,000 円未満	C16	34,200		
	252,000 円以上 273,000 円未満	C17	35,700		
	273,000 円以上 292,000 円未満	C18	37,200		
	292,000 円以上 303,000 円未満	C19	38,500		
	303,000 円以上 315,000 円未満	C20	40,000		
	315,000 円以上 342,000 円未満	C21	43,400		
	342,000 円以上 370,000 円未満	C22	46,100		
	370,000 円以上 397,000 円未満	C23	48,900		
	397,000 円以上 425,000 円未満	C24	51,300		
	425,000 円以上 482,000 円未満	C25	53,700		
	482,000 円以上 615,000 円未満	C26	57,500		
	615,000 円以上 786,000 円未満	C27	61,800		
	786,000 円以上 908,000 円未満	C28	66,100		
	908,000 円以上 1,031,000 円未満	C29	70,400		
	1,031,000 円以上	C30	74,700		

※令和５年１０月より、第２子の保育料は無料となっています。

※区民税所得割額は「住民税課税証明書（区役所２階で発行可）」又は「特別区民税・都民税税額決定通知書（毎年６月ごろに就労先または中野区役所から配布）」で確認できます。

※２０２４年４月～８月の保育料は２０２３年度の住民税、２０２４年９月～２０２５年３月の保育料は２０２４年度の住民税を用いて算定します。

※認可保育料の算定に使用する区民税所得割額とは、税額控除後所得割額に調整控除以外の控除額を合算した税額です。なお、合算する税額の種類は、今後変更になる可能性があります。変更した場合は、区 HP でお知らせします。

※住民税が未申告の場合は、認可保育料を最高階層（Ｃ３０階層）で算定します。

※生活保護を受けたときや災害などで損害を受けたとき等、保育料が減免または免除になる場合があります。詳細は区 HP をご覧ください。

※補助金申請後に住民税の修正申告を行った場合は認可保育料が変わる場合がありますので、幼稚園・認可外保育係（０３-３２２８-５６８１）までご連絡ください。

3．ＡとＢの差額を計算し 1,000 円未満を切り捨てる

Ａ－Ｂ＝補助金月額（1,000 円未満切り捨て）

Ａ－Ｂの計算結果が 1,000 円未満又は 0 円以下の場合は補助金を支給できません。

算定例

【算定例１】認可外保育施設保育料 70,000 円、認可保育所保育料（C10 階層）23,600 円の場合（月額）

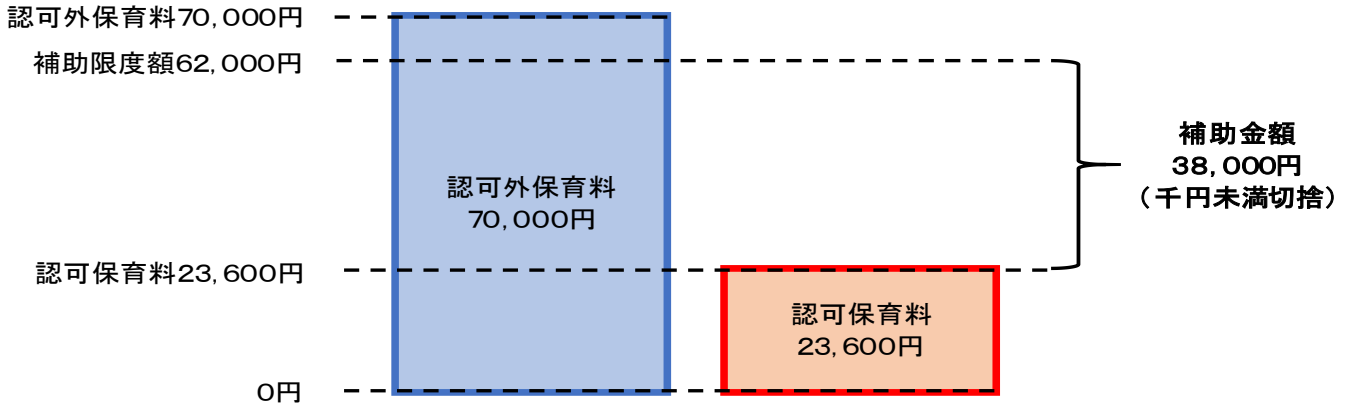

【算定例２】認可外保育施設保育料 60,000 円、認可保育所保育料（C10 階層）23,600 円の場合（月額）

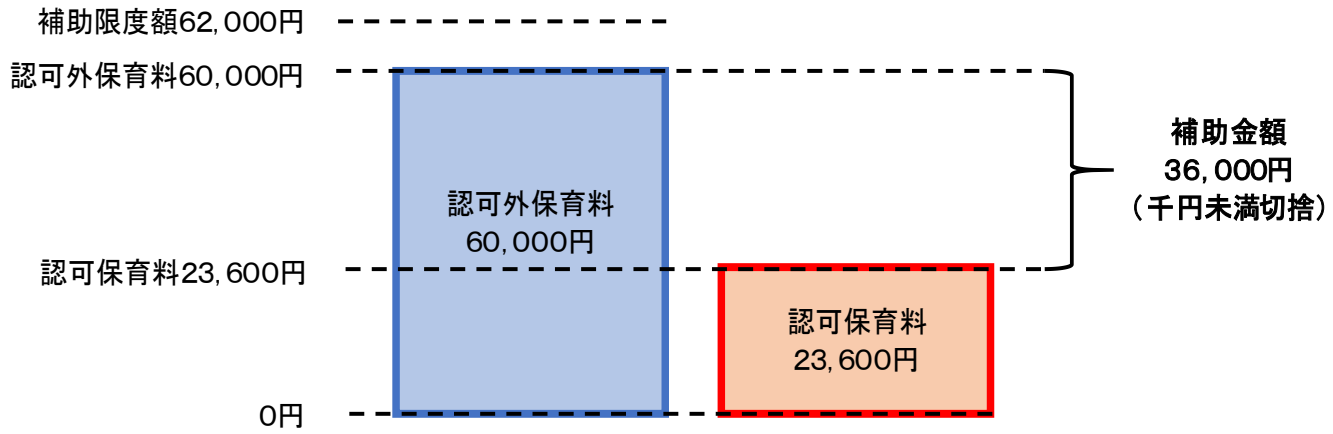

【算定例３】認可外保育施設保育料 70,000 円、認可保育所保育料（C28 階層）66,100 円の場合（月額）

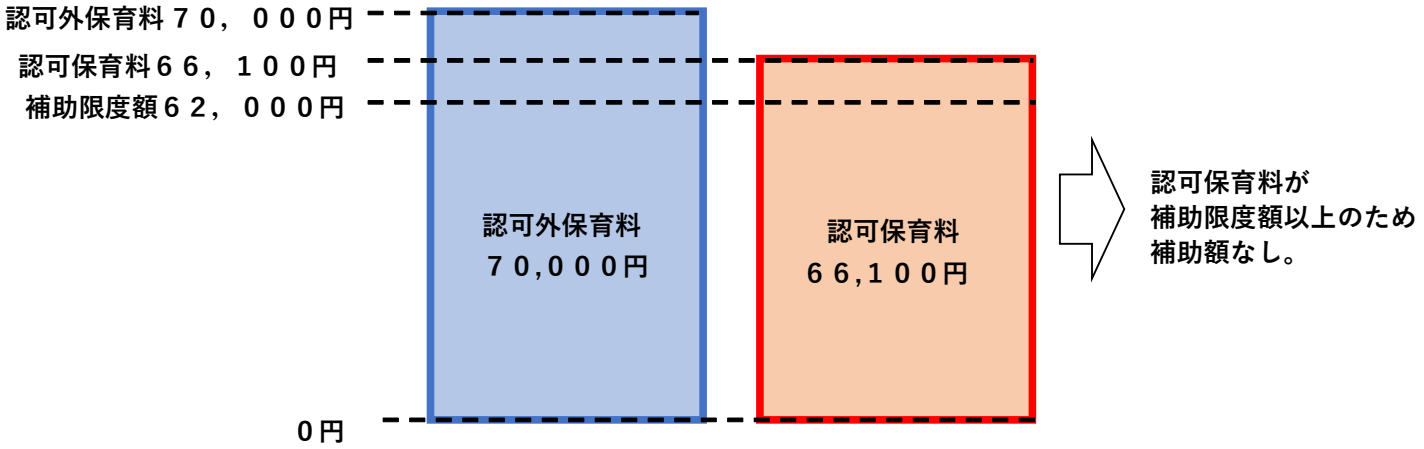

補助金額の計算方法（住民税非課税世帯の場合）

※住民税課税世帯の方はP．４へ

１．補助限度額を計算する…Ａ

「補助対象施設と契約した食材料費などを含めた月ぎめの基本保育料（スポット延長の保育料などは除く）」と「62,000 円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とする。

２．施設等利用費の金額を調べる…Ｂ

０～２歳児クラス住民税非課税世帯の方は、当補助金とは別に、施設等利用費 42,000 円の給付を受けることができます。

※当補助金の申請とともに、施設等利用費の請求も必要です。ただし、企業主導型保育所に在籍している方は当補助金のみが補助対象で、施設等利用費は補助対象外です。

３．ＡとＢの差額を計算し 1,000 円未満を切り捨てる

Ａ－Ｂ＝補助金月額（1,000 円未満切り捨て）

算定例

【算定例１】認可外保育施設の月ぎめ保育料が 70,000 円の場合（月額）

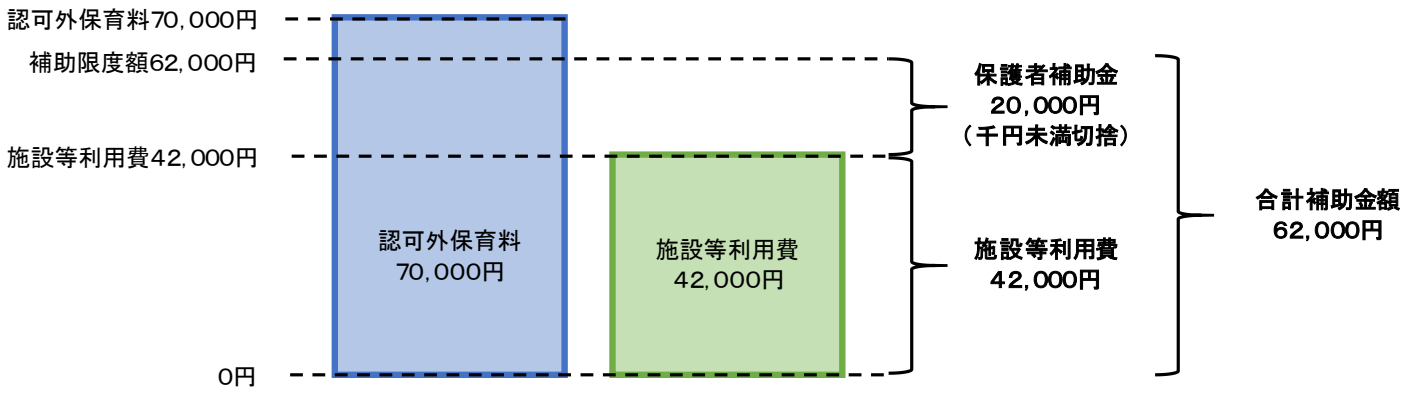

【算定例２】認可外保育施設の月ぎめ保育料が 60,000 円の場合（月額）

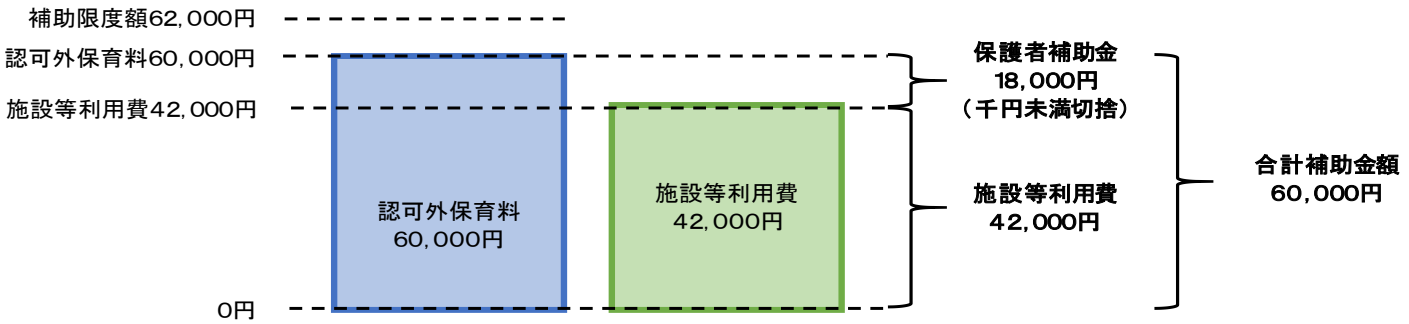

提出書類

「全員」提出する書類

<table>
<tr><th colspan="4">提出書類</th><th>提出回数</th></tr>
<tr><td colspan="4">① ２０２４年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（区様式）</td><td>年度に１回</td></tr>
<tr><td colspan="4">② 申請者の本人確認書類のコピー
顔写真つき証明書（１点）…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等
または
顔写真なし証明書（２点）…健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等</td><td>年度に１回</td></tr>
<tr><td rowspan="9">③ 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類

２０２４年４月１日以降かつ補助金申請日から起算して６か月以内に以下の手続きで提出しており、その後の状況に変更がない場合は提出省略可能
・認可保育所の申込み
・認可保育所の現況調査
・新認定の申請
・兄弟分の補助金申請</td><td rowspan="2">就労</td><td>会社員
パート
派遣社員
等</td><td>就労証明書（区様式）
☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要</td><td rowspan="9">年度に１回</td></tr>
<tr><td>自営業
（親族経営を含む）
経営主</td><td>（１）就労証明書（区様式）
（２）直近の所得税の確定申告書（一表・二表）又は源泉徴収票のコピー
☆(２)の書類が提出できない場合は以下２点
①仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等）
②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）</td></tr>
<tr><td>出産</td><td colspan="2">母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td colspan="2">就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、求職活動報告書（区様式）、不採用通知）</td></tr>
<tr><td>就学</td><td colspan="2">（１）在学証明書のコピー
（２）スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等）
（３）在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー</td></tr>
<tr><td>疾病</td><td colspan="2">診断書（区様式）</td></tr>
<tr><td>障がい</td><td colspan="2">身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー</td></tr>
<tr><td>親族の
介護･看護</td><td colspan="2">（１）被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー
（２）介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）</td></tr>
</table>

※審査の結果、追加で書類をご提出いただく場合があります。

提出書類の続きは次ページをご確認ください。

「該当する方のみ」提出する書類

該当要件	提出書類		提出回数
認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合	④ 利用施設の契約書のコピー		年度に１回
	⑤　契約内容が記載された書類 （週〇日、１日△時間、××コース、月ぎめ基本保育料等）		年度に１回
	⑥利用施設の保育料表		年度に１回
	⑦利用施設に食材料費などを含めた月ぎめの基本保育料を支払ったことを証明する書類 （領収書や通帳のコピー等）		各支払い期ごと
４月～８月分の補助金申請かつ２０２３年１月１日時点で中野区に住民登録がない場合	⑧マイナンバーカード（マイナンバー記載面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は２０２２年１月～１２月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層（Ｃ３０階層）となります。		年度に１回
９月～３月分の補助金申請かつ２０２４年１月１日時点で中野区に住民登録がない場合	⑨マイナンバーカード（マイナンバー記載面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は２０２３年１月～１２月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層（Ｃ３０階層）となります。		年度に１回
ひとり親の方 ※新３号認定を取得している方は不要	⑩死別、離婚、未婚の方	【次のいずれかのコピー】 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払通知書 ・離婚の受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)	年度に１回
	⑪上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの（具体的な提出書類についてはお問い合わせください）	
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	⑫身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー		年度に１回
住民税非課税世帯の場合	⑬施設等利用費請求書（区様式） ※企業主導型保育所の方は不要	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」又は区 HP を参照	各支払い期ごと
	⑭特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証（区様式）※企業主導型保育所の方は不要		各支払い期ごと
	⑮現況届（区様式）		年度に１回
	⑯保育の必要性を確認できる書類		年度に１回

申請期限

提出書類①～⑭の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送（必着）	地域事務所		
第1期	4 月～7 月分	2024 年 7 月 12 日 （金）17 時	2024 年 7 月 10 日 （水）17 時	2024 年 9 月 中旬	2024 年 9 月 30 日（月）
第2期	8 月～11 月分	2024 年 11 月 15 日 （金）17 時	2024 年 11 月 13 日 （水）17 時	2025 年 1 月 中旬	2025 年 1 月 31 日（金）
第3期	12 月～3 月分	2025 年 3 月 14 日 （金）17 時	2025 年 3 月 12 日 （水）17 時	2025 年 5 月 初旬	2025 年 5 月 14 日（水）

※2023 年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※上記いずれかの期に申請すれば、2024 年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。

※2024 年度中に限り、第 2・3 期に申請した場合でも 4 月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第３期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

提出書類⑮～⑯の申請期限

２０２４年7月１２日（金）１７時

※提出書類①～⑭とあわせて提出しない場合は、提出先は中野区役所のみです。

書類提出先

郵送	〒164-8501　中野区中野 4-11-19 中野区　子ども教育部　保育園・幼稚園課　幼稚園・認可外保育係　行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。**一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。**
持参	（1）中野区役所　子ども総合窓口 （2）南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※（2）各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。 審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。

関連するホームページ

認証保育所等保護者補助金
（各種書類のダウンロードもできます）

幼児教育・保育無償化
（住民税非課税世帯向け）

補助対象施設一覧

よくある質問

MEMO